

弥富市最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、弥富市が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び委託業務について、締結しようとする契約の内容に適合した履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設定して落札者を決定する場合の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象範囲)

第2条 最低制限価格を設定する工事及び委託業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般競争入札（低入札価格調査制度を適用する入札を除く。次号において同じ。）に係る工事
- (2) 指名競争入札に係る工事のうち、国又は県の補助対象工事その他当該工事の適正な履行を確保するため必要と認められる工事
- (3) 一般競争入札に係る委託業務のうち、当該委託業務の適正な履行を確保するため必要と認められる委託業務

(最低制限価格)

第3条 工事における最低制限価格は、次の各号に掲げる工事種別に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 別表に示す一般土木の積算体系によって積算された工事 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額が、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。
 - ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費の額に10分の6を乗じて得た額
 - エ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
- (2) 土木工事のうち特別なもの及びその他の工事 契約ごとに10分の8.5か

ら3分の2までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額

2 委託業務における最低制限価格は、契約ごとに10分の8.5から3分の2までの範囲内で定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

(入札の執行)

第4条 財政課長は、入札公告又は指名通知書に当該入札において最低制限価格を設定する旨を記載し、入札参加者へ周知するものとする。

(落札者の決定)

第5条 財政課長は、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の最低の価格をもって入札をした者を落札者と決定する。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

工事費の基本構成

（一般土木）

